令和６年１１月１５日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第１７回農業委員会総会会議録

１　開催日時　　令和６年１１月１５日（金）　午前９時

２　開催場所　　柳井市役所３階大会議室

３　出席委員

１番　亀山　真由美　君	２番　岡本　幸子　君
３番　大崎　正男　君	４番　山重　義則　君
５番　中元　茂雄　君	６番　寺西　久美子　君
７番　鈴木　喜義　君	８番　勝本　澄人　君
９番　原田　淳一　君	１０番　菅岡　利夫　君
１１番　下土井　進　君	１２番　齋藤　貴之　君
１３番　宮本　三雄　君	

４　欠席委員

５　説明のため出席した者

事務局長　　楠原　慎太郎　君

事務局次長　　中原　　賢　君

６　記事ならびに議事録調整者

職員　　伊藤　義人　君

会議に付議した事項

議案第８５号　　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
議案第８６号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第８７号　　農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第８８号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について

第17回農業委員会総会次第

議長　宮本君　　それでは、ただ今より第１７回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は欠席なしで、１３名中１３名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長　宮本君　　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第１６条の規定により、議長において下土井委員と中元委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長　宮本君　　それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第８５号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長　中原君
（３条－１）　　議案第８５号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号１番でございます。
申請地は、●●●●●●●番●　地目　畑　面積１２４㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、相続財産管理人が選任されており、受人の要望により譲り渡すものです。
受人は、申請地及び申請地に隣接する住宅も一緒に譲り受け、当面は光市の自宅から車で自家用野菜を通作し、半年後に転入予定です。
申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●から北西に約１．４ｋｍの距離にある●●●●●●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長　中原君　　続きまして、整理番号２番でございます。

（３条－２）　　申請地は、●●字●●●●●●●●番　地目　畑　面積２６３㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、双方の話合いにより譲り渡すものです。

受人は、申請地及び申請地に隣接する住宅も一緒に譲り受け、養蜂及び野菜、果樹を栽培し、年内に転入予定です。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●から北東に約１．４ｋｍの距離にある●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長　中原君　　続きまして、整理番号３番でございます。

（３条－３）　　申請地は、●●字●●●●●●番●　地目　田　面積２４９㎡外４筆　合計　田　６２４㎡　畑　１，３８２㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は２名で、申請地及び申請地に隣接する住宅も一緒に譲り受け、水稲及び野菜、果樹を栽培するものです。

２名の居住地は異なり共に遠距離ですが、●●●居住の受人が隔週勤務のため当面は休日に帰省して営農を行い、近年中に転入予定です。また、●●●居住の受人も休日になるべく帰省し、営農を手伝うものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●から北西に約４００ｍの距離にある●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長　中原君　　続きまして、整理番号４番でございます。

（３条－４）　　申請地は、●●●字●●●●●●●番●　地目　田　面積３，５４６㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、申請地から約１ｋｍの距離に居住しており、申請地に隣接する田は義母所有のため、耕作管理が便利であり、水稲を行うもので

す。
　申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●●●●●から西の●●●●●●●●●●付近の農地です。
　本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
　以上で、事務局からの説明を終ります。

議長　宮本君　　補足説明を終わります。
　それでは、ご審議をお願いいたします。
　整理番号１番は、菅岡委員、お願いします。

１０番　菅岡君　　整理番号１番でございますが、１０月３１日に現地調査を行いました。事務局の説明のとおり隣接の宅地と併せて購入するということで、自家用野菜を作るということで特に問題はなかろうかと思います。併せて接道の関係で本人以外に利用できない状況でございますので、特にそれについても問題はなかろうかと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　宮本君　　整理番号１番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
　　（質疑なしの声あり）
　整理番号１番につきましては、質疑なしと認めます。

議長　宮本君　　整理番号２番につきまして、勝本委員、お願いします。

８番　勝本君　　整理番号２番でございますが、１０月３０日に農業委員会事務局と農業委員で現地調査を行っております。申請の理由のところのありますけれども、申請地と住宅については一緒に譲り受けられて年内に転入予定でございます。特段問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　宮本君　　整理番号２番について、他に何か質疑はございますでしょうか。
　　（質疑なしの声あり）
　整理番号２番につきましては、質疑なしと認めます。

議長　宮本君　　続いて、整理番号３番につきましては、下土井委員、お願いします。

１１番　下土井君　　整理番号３番の案件ですが、現地確認いたしまして、住宅の周辺にある農地でございます。住宅もまだ１年くらい前まで居住されていた

ような状況でしっかり管理されており、周りの農地もそのような状況で、しっかり管理されていた場所の状況です。転入で入ってきてそこで居住しながら耕作をしていくという計画ですので、特に周辺に与える問題とか、荒れてしまうということはないというふうに判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長　宮本君　　整理番号３番について、何か質疑はございますでしょうか。
（質疑なしの声あり）
整理番号３番につきましては、質疑なしと認めます。

議長　宮本君　　続いて、整理番号４番につきましては、大崎委員。

３番　大崎君　　申請地は、自宅から割と近いということと、その隣に義理の母所有の耕作管理地がありますので、一緒に管理できるということで、別に問題はないかと思います。

議長　宮本君　　整理番号４番について、他に質疑はございますでしょうか。
（質疑なしの声あり）
整理番号４番につきましては、質疑なしと認めます。

議長　宮本君　　それでは、質疑を終了し、整理番号１番から４番の議案第８５号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
（全員異議なく挙手）
全員挙手と認めます。
よって、議案第８５号につきましては、可決・承認と決します。

議長　宮本君　　続きまして、議案第８６号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長　中原君
（５条－１）　　議案第８６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号１番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●●番●　地目　田　面積１，５７４㎡外１筆　合計　田　２，０３９㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、●●●で太陽光発電事業等を営む法人で、パネル設置面積３７７．１５㎡、発電出力８０．３ｋｗの太陽光発電設備を設置するも

のです。
　申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●から北西に約１．２ｋｍの距離にある●●●●●付近の農地です。
　審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第３種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長　中原君
（５条－２）

　続きまして、整理番号２番でございます。
　申請地は、●●字●●●●●●番●　地目　田　面積１，７５５㎡外９筆　合計　田　４，２５２㎡　畑　１，９２３．５７㎡です。
　利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
　渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。
　受人は、●●●に本店のある発電及び送配電事業等を営む法人で、変電所及び進入路を建設するものです。
　再生可能エネルギーの受入れ電力量の増加に伴い、申請地に隣接する既存の変電施設では容量が不足するため、設備の増設を行うとともに、既存の進入路では幅員が狭く、増設工事が困難なため、新たに進入路を建設するものです。
　申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北西に約８５０ｍの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。
　審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね１０ｈａ未満の小集団の第２種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。
　なお、本件につきましては、転用面積が３，０００㎡を超えるため、今月２６日に開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可となります。
　以上で、事務局からの説明を終ります。

議長　宮本君

　補足説明を終わります。
　それでは、ご審議をお願いいたします。
　整理番号１番につきましては、菅岡委員。

１０番　菅岡君

　整理番号１番でございますが、１０月３１日に現地調査を行っております。申請地の南側は５月に転用の申請があり許可したところでございます。同じように太陽光発電ということでございまして、雨水等は川に流すということでございますし、下側に農地が残りますけれども、一応説明をしておるということで特に問題はなかろうかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　宮本君　　整理番号１番について、他に質疑はございますでしょうか。

下土井委員。

１１番　下土井君　　図面を見ると、すぐ下に●●－●と●●－●というのが死に土地みたいになって残るような感じになるのではないかと思うのですが、一括でできなかったのでしょうか。所有者が違うのは分かるんだけど、少し残ると思う。

次長　中原君　　●●●●－●と●●●●－●でしょうか。所有者は同じ方で、業者の方がこの所有者の方に声をかけられたかどうかというところまでは確認をしておりません。

１１番　下土井君　　せっかくだからそこもついでにやってもらってきれいにした方が死に土地にならなくていいと思っただけです。

議長　宮本君　　他に意見のある人はおられますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長　宮本君　　続きまして、整理番号２番につきましては、原田委員。

９番　原田君　　整理番号２番ですが、１１月の１日に関係委員、事務局と現地調査を行いました。変電所の増設ということで周りの影響も少なく問題もないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　宮本君　　整理番号２番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

意見がないようですので、質疑なしと認めます。

議長　宮本君　　それでは、質疑を終了して、整理番号１番２番の議案第８６号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第８６号につきましては、可決・承認と決します。

議長　宮本君　　続きまして、議案第８７号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長　中原君　　議案第８７号　農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

市長より、令和６年１０月３１日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

公益財団法人やまぐち農林振興公社が、山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行い、利用権設定者の同意に基づき、農地中間管理権を取得するものです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長　宮本君　　補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長　宮本君　　それでは、質疑を終了し、議案第８７号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第８７号につきましては、可決・承認と決します。

議長　宮本君　　続いて、議案第８８号を上程しますが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、私と寺西委員と山重委員は議事に参与しないこととします。

議長は、齋藤会長職務代理にお願いしたいと思います。

職務代理者　齋藤君　　それでは、議長を務めさせていただきます。

事務局から議案について説明をさせます。

次長、お願いします。

次長　中原君　　議案第８８号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表(案)をご覧ください。

市長より、令和６年１０月３１日付けで、農業委員会にこの農用地

利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

職務代理者　齋藤君　以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

議案第８８号について質疑はございませんでしょうか。

下土井委員。

１１番　下土井君　新規というより更新ですね、ほとんど。そういうことでいいんですね。

職務代理者　齋藤君　更新です。

職務代理者　齋藤君　その他、質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

職務代理者　齋藤君　それでは、質疑を終了し、議案第８８号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第８８号については、可決・承認と決します。

職務代理者　齋藤君　それでは、議長の任を宮本会長にお返しいたします。

議長　宮本君　以上をもちまして、総会は閉会といたします。

（閉会　午前９時３１分）